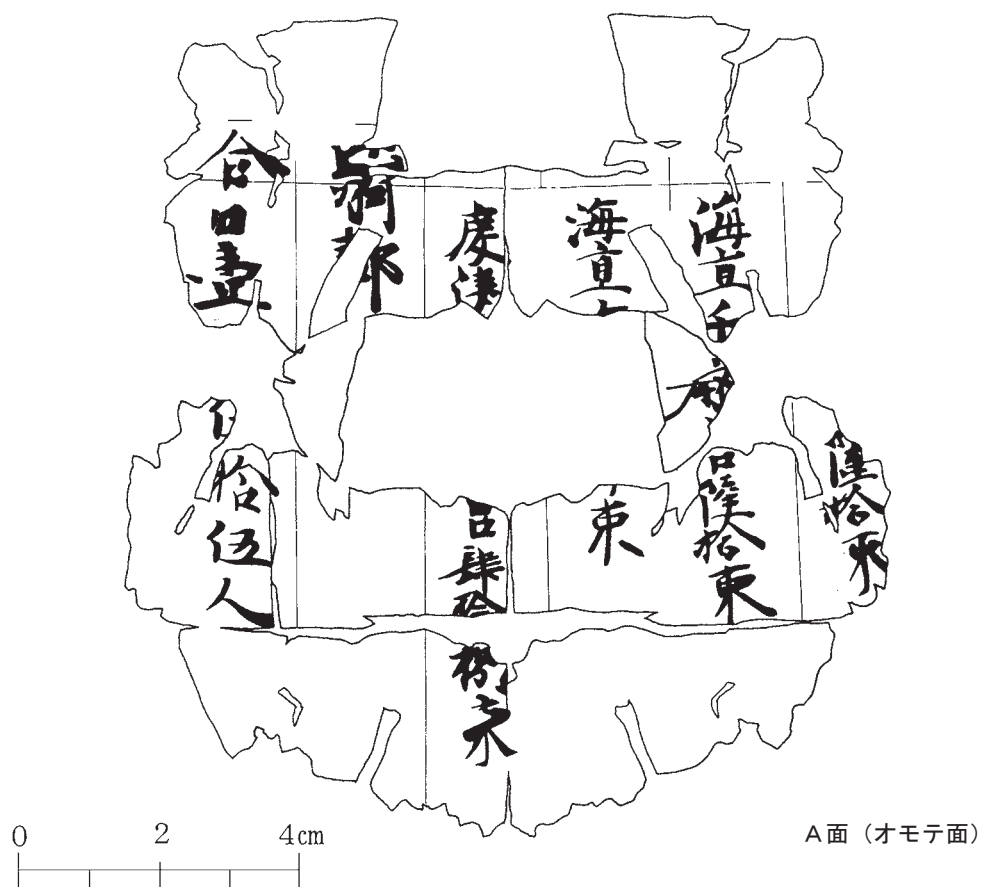
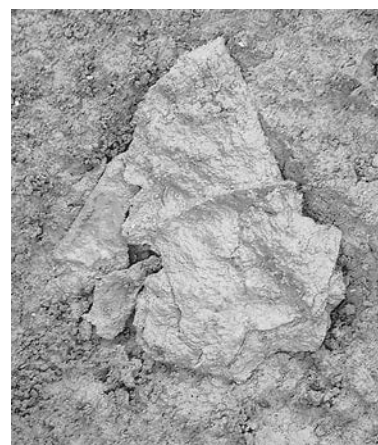
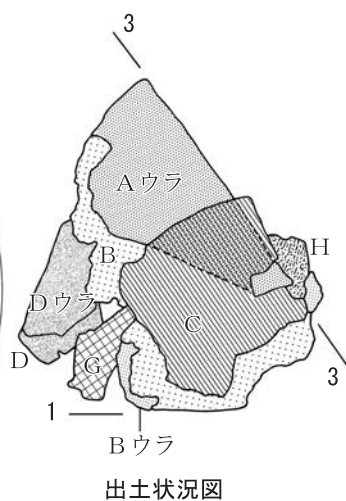
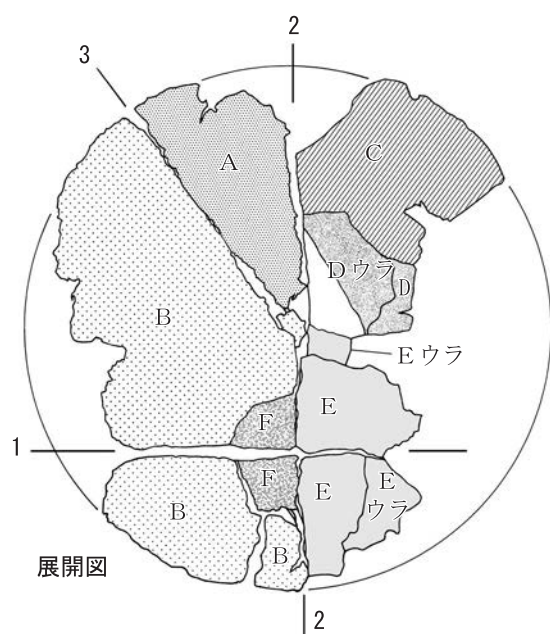


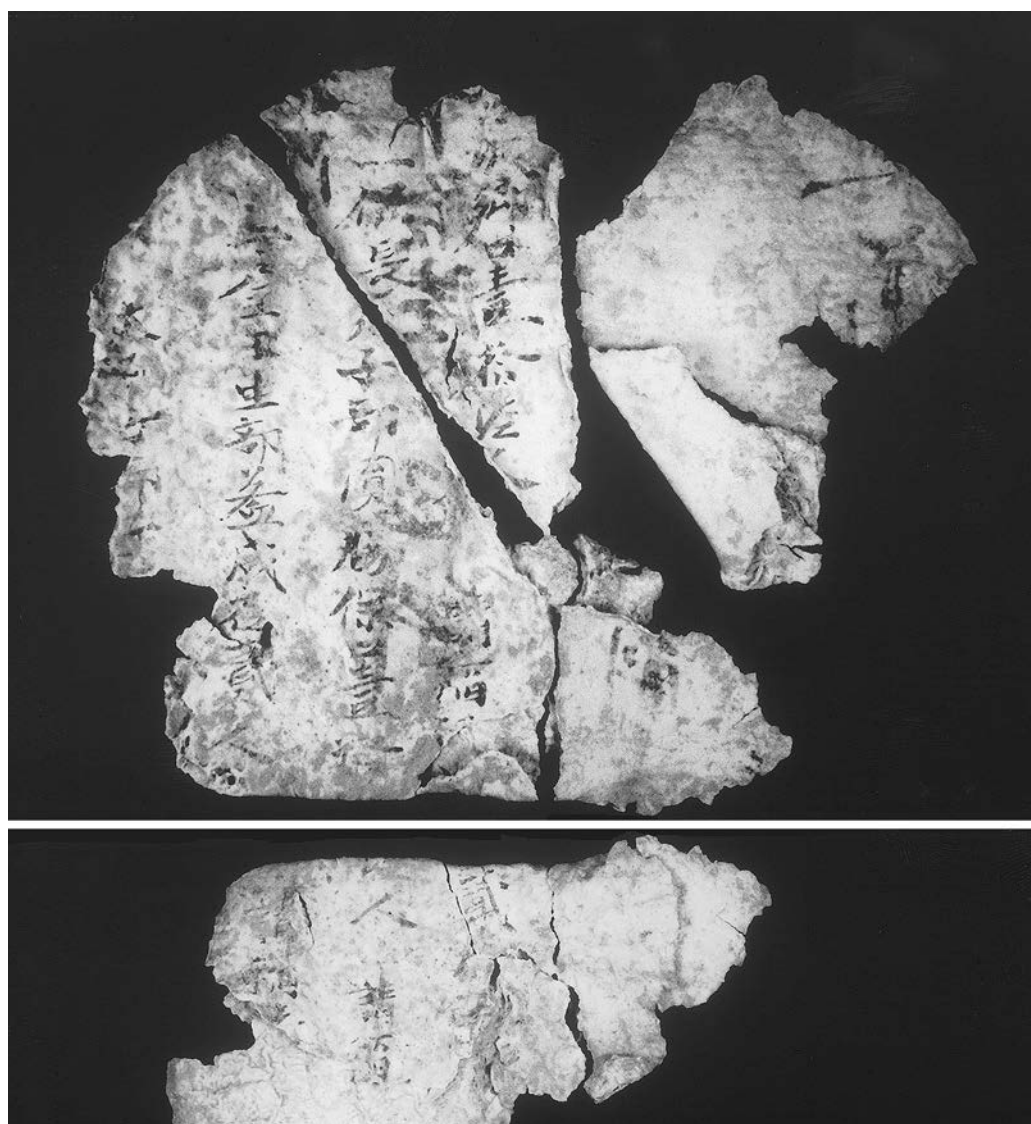


第57図 秋田城跡出土第28号漆紙文書

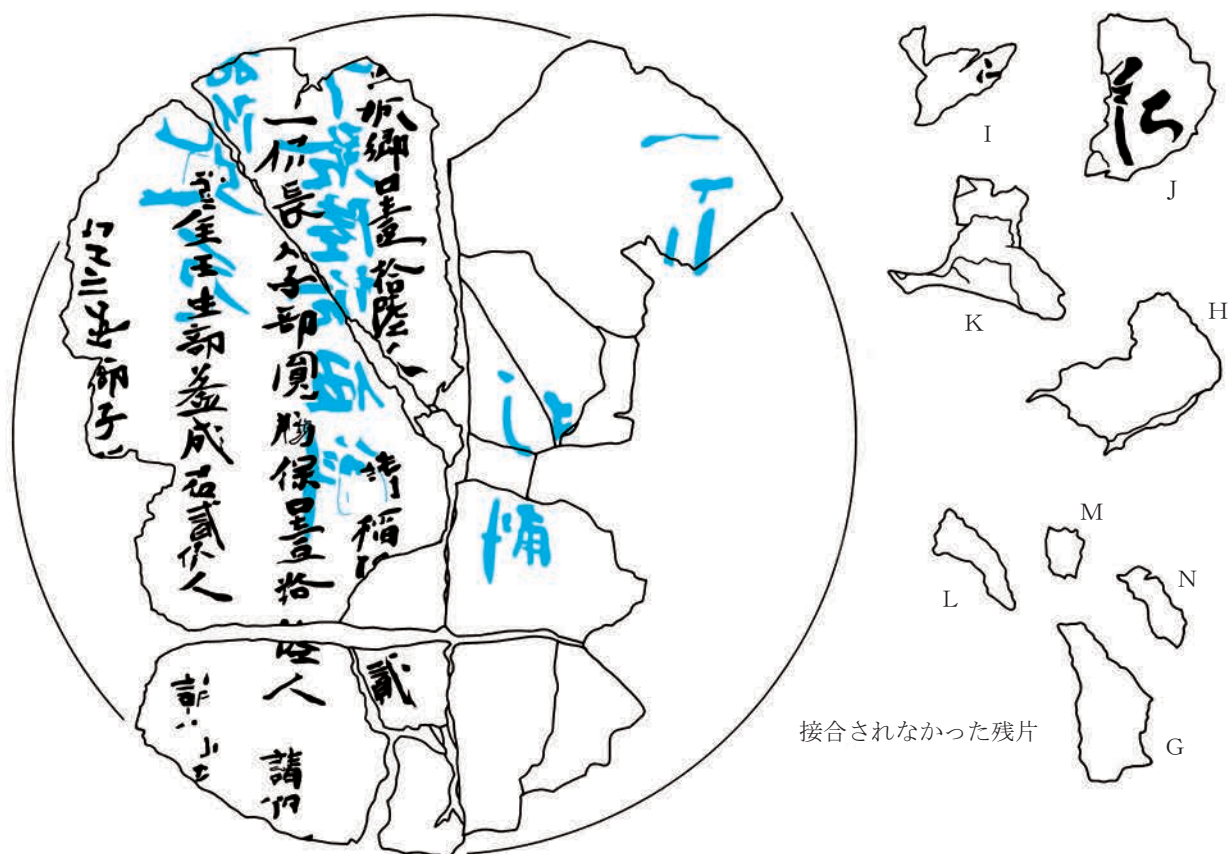


出土状況写真

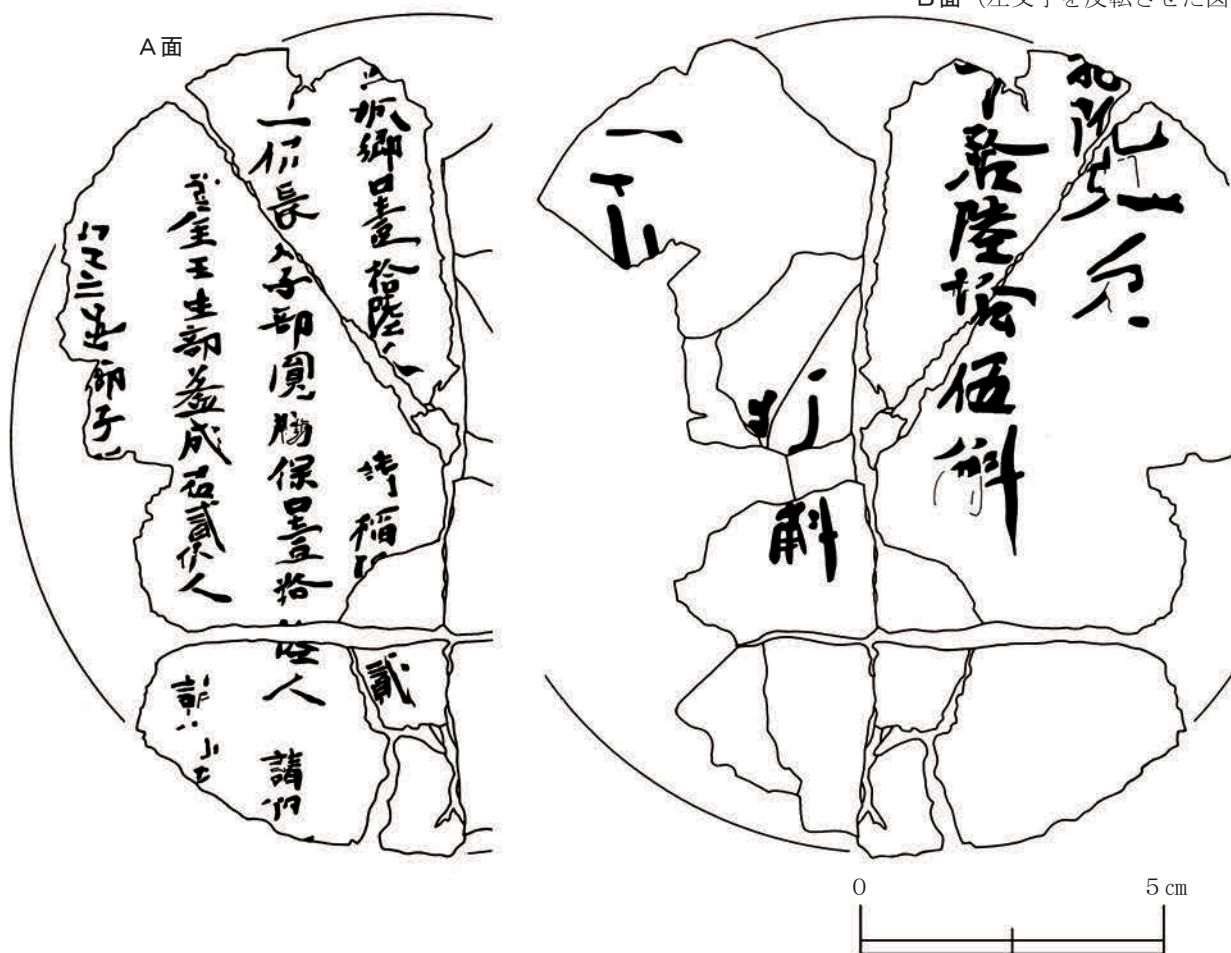
第56図 漆紙出土状況と展開模式図



漆紙文書 赤外線写真（原寸大）
デジタルカメラ（400万画素）で撮影



B面（左文字を反転させた図）



第55図 第122次調査第6号漆紙文書

〔B面〕

A面にくらべて比較的大きな文字で書かれており、A面の謹厳な書風にくらべて、やや肉太で大雑把に書かれていることから、A面が正式な帳簿として機能し、その機能が終わったのちに、紙背面にメモ書き風に書かれたものと考えられる。

単位に「斛」が使われており、「□給」の語がみえることから、米の支給について記録したものと思われる。

五．まとめと課題

この漆紙文書の一次利用面（A面）は、「宮城郷」の「口」（構成員）の、稲の請求額を記録した帳簿であると考えられる。帳簿の記載様式として、保や戸の内訳記載が認められ、郷―保―戸といった把握が九世紀段階の出羽国で行われていたことを示している。これまでに、必ずしも明らかではなかった九世紀段階の五保の実態をうかがうことのできる資料として、大きな意味をもつものといえよう。また、本文書の記載から、郷内の各保には、番号が付されていたことが考えられ、これまで知られていた「戸番」に加えて、保を単位とした民衆把握においても同様の方法がとられていた可能性が指摘できる。

文書の内容については、これまで秋田城跡などで出土している、出挙にかかわる帳簿と類似しており、本文書の性格も、同様なものと考えてよいであろう。

ところで、一次利用面の文書の冒頭にみえる「宮城郷」が、『和名抄』にある置賜郡の郷名を指すとすれば、本文書がどこで作成され、どのような経緯で払田柵にもたらされたのか、また、そのことが何を意味するのか、などが今後の課題となるだろう。先にあげた、秋田城跡出土二八号漆紙文書では、「出羽郡」の出挙に関わる帳簿が発見されており、国レベルの機関において保管された帳簿である可能性が指摘されている。同様に本文書も、郡を越えた記載内容を持つていると考えられることから、やはり国レベルの機関において保管されるべき帳簿であった可能性がある。払田柵の性格を考える上で重要な資料といえよう。

○秋田城跡出土第二八号漆紙文書（第57図）

・A面（オモテ面）

□□ □陸拾束

海直千麻呂陸拾束

海直□ □束

度津 呂肆拾捌束

出羽郡

〔伍カ〕

合口壺□□拾伍人

・B面（漆付着面）

□六千□

□長官御料三千

〔束カ〕

四百□

□□□五百八□

□□

『平成12年度秋田城跡調査概報 秋田城跡』二〇〇一年）

オモテ面は界線をともなった謹厳な楷書体で、数字に大字が使われていることから、正式な帳簿として保管された一次利用の文書であると考えられる。これに対してB面（漆付着面）は、肉太な字で

不揃いに書かれていることから、二次利用面であると考えられる。表裏面の文字の雰囲気の違いは、弘田柵跡出土の本文書ともきわめてよく類似している。

次に書式についてみると、A面（オモテ面）は、人名の下に稲の束数が大字で書かれており、さらに、五行目には「出羽郡」という項目立てのあと、「合口壺□□拾伍人」と、郡内の人数記載が書かれている。『概報』では、「七行目以降は欠失しているので不明であるが、郡の全体の稲束量の合計が記されていた可能性もあり、また郡の下位区分として郷ごとに細分されていた可能性もある」としている。おそらく、郡ごとに、まず対象者の人数の合計（「合口：人」）や稲束量の合計をあげ、その内訳として、郷内の人数や稲束量、さらには戸内の人数や個人名と稲束量を書き上げたものが、この帳簿の全体の書式だったのだろう。もしそのように復元できるとすれば、弘田柵跡出土の本文書と、きわめて近い書式を持っていたことになる。

内容については、『概報』では「このような（人名）＋（稲束量）を列記した帳簿は、今までに出土した漆紙文書の例では出挙関係の帳簿と考えられてきたものであり、本二八号文書もその類型に入ることができる」としている。弘田柵跡出土の本文書も、同様の内容のものであると想定してよいであろう。

以上のように、今回出土した漆紙文書も、これまで出土したこれらの文字資料と関連させて考えていく必要があると考える。

この文書中の郷名と戸主名との間にみえる数字は、郷内の戸それぞれに付せられた「戸番」であると平川南氏は指摘している(『漆紙文書の研究』吉川弘文館、一九八九年)。平川氏は、こうした戸番が、兵制の維持がとりわけ重要であつた陸奥国の地域的特殊性とも必要はなく、九世紀において全国的に実施されていた可能性もある、とも指摘しており、出羽国においても、同様の方法がとられていた可能性は十分考えられる。すなわち「保長」の上の「一」は、「戸番」ならぬ「保番」であつた可能性が高い。

ちなみに三行目の「戸主」の上にも一字分の文字が確認できるが、現状ではこれが数字かどうかは断定できない。

次に、各行の下にみえる「請稲」に注目すると、稲の出挙(貸付)の申請を意味する表現と考えることができる。

同じ払田柵跡から出土した木簡の中に、

○払田柵跡出土第一七号木簡

×解 申請借稲×

(一一二) ×二二×四 ○八一型式
『払田柵跡Ⅰ 政庁跡』一九八五年

と書かれたものがかつて出土している。稲の貸付を請求した際に作成されたものと考えられ、上記の木簡などを参照すれば、稲の貸付を「請稲」という形で申請していた可能性は十分考えられる。

本文書と類似する漆紙文書として、以前に秋田城から出土した第二号漆紙文書、いわゆる「出挙貸付帳様文書」があげられる。

○秋田城跡出土第二号漆紙文書

〔伯カ〕	〔稲カ〕	
□ 漆拾人	□	□ 拾参束伍把
直忍麻呂戸口	□	□ 麻呂貳束
□ 伍束	丸子部	〔刀カ〕 □ 自売伍束
□ 貳束	戸主秦連恵尔	
□ 伍束	戸主磯部小龍戸口	
束	□ 部小刀自売伍束	
	戸主穴太郎道石伍束	

『秋田城出土文字資料集Ⅰ』一九八四年

二段書きである点や、戸口の個人名が書かれ、その下に束数が書かれている点などは本文書の体裁と異なるが、冒頭に戸口と稲の数量の総計が書かれ、二行目以下に戸主名が書かれている点、数字が大字で書かれている点などは類似しており、両者は近い書式を持っていると評価できる。

また、同じ秋田城から出土した二八号漆紙文書は、表裏の利用の仕方も含めて、本文書ときわめて類似した書式や内容を持っている。

られる。

養老律令の戸令9五家条によれば、「凡そ保は、皆五家相ひ保れ。一人を長とせよ。以て相檢察せしめよ。非違造すこと勿れ。」とあり、五家を保とし、保長を置き、相互に檢察させることを定めている。五保の確実な例は大宝二年（七〇二）美濃国戸籍（『正倉院文書』）にみえるが、それ以後の籍帳などにはほとんど実例がみられない。このことから、律令の規定にもとづいた保の実態を疑問視する向きもあるが、本文書は、郷保戸という順で記載されており、本文書が作成された九世紀頃の出羽国において、律令にもとづいた保がいちおう想定されていたことを示すものである。なお、「保長」については、石川県津幡町加茂遺跡の過所様本簡に「保長」の語がみえ、九世紀の越前国においてもその存在が確認される。

○石川県津幡町加茂遺跡出土第六号本簡

・「往還人 丸羽咋郷長官
路 不可召遂
「_{〔作カ〕}」

・「道公 乙兄羽咋 丸 保長羽咋
男 丸 _{〔伎カ〕}
『二月廿四日』

一八一×二九×四 〇一型式
（『木簡研究』二三六、二〇〇一年）

ところで本文書の「保長」の上には「一」という数字が付されている。これは、あるいは、郷内の保に付せられた番号である可能性がある。

これまで、郷内の「戸」に番号、すなわち「戸番」が付せられていたことの実例として、岩手県水沢市胆沢城跡出土の第四三号漆紙文書が知られている。

○岩手県胆沢城跡出土第四三号漆紙文書

× 年廿三

×、駒椅郷八戸主巫部人永 _{〔戸口〕} ×

、高椅郷廿五戸主刑部人長戸口

（紙継ぎ目）

×駒椅郷十七戸主巫部本成戸口

、瀦城郷五十戸主吉弥侯部黒磨戸口

駒椅郷卅八戸主巫部諸主戸口

、瀦城郷卅八

、駒椅郷廿一戸主丈部大磨戸口

、衣前郷 ×

× 年卅一
×年廿三
×巫部 曆年卅六
_{〔酒カ〕}

×部国益年卅二

×部 曆年廿六
_{〔連カ〕}

× 阿伎磨年廿八 ×

×清成年五 ×

×継年 ×
_{〔冊カ〕}

（『胆沢城跡 昭和五十九年度発掘調査概報』一九八五年）

三、書式

〔A面〕

現存の一行目の右側には文字が確認できないので、現存の一行目が文書の冒頭と考えられる。

一行目に郷名（宮城郷）と、郷の構成員の人数（郷口壺拾陸人）と「請稲」の文言があり、二行目に保長の名（一保長□子部圓勝）と保の構成員の人数（保口壺拾陸人）と「請稲」があり、三行目に戸主の名（□戸主壬生部益成）と戸口の人数（戸口貳人）と「請稲」の文言がみえる。四行目以降もおそらく戸主の名と戸口の数と「請稲」の文言が書かれていたと考えられる。一行目の「請稲」の下に「貳」の字が確認でき、おそらくは請求する稲の束数が書かれていたとみるのが自然であろう。以上をふまえると、全体として次の書式が想定できるであろう。

〇〇郷口〇〇人 請稲〇〇束
一保長〇〇〇〇保口〇〇人 請稲〇〇束
戸主〇〇〇〇戸口〇〇人 請稲〇〇束
戸主〇〇〇〇戸口〇〇人 請稲〇〇束
戸主〇〇〇〇戸口〇〇人 請稲〇〇束
…

以上の書式から、この文書は、郷の構成員が稲を請求したことを記録した文書と考えられる。二行目以下は内訳であり、郷内の保長

の名と保口の人数と請求した稲の額、さらに保内の戸主の名と戸口の人数と請求した稲の額が書かれているものと思われる。こうした記録は、一郷にかぎらず、郡内の諸郷の記録が書き連ねられていた可能性がある。

書風はきわめて謹厳な楷書であり、数字に大字が使われていることからすると、正式な文書として作成されたものとみることができるとであろう。なお、界線は確認できない。

四、内容

〔A面〕

冒頭の郷名は「宮城郷」と読める。出羽国内では置賜郡に「宮城郷」が確認される。

「郷口壺拾陸人」は、一郷の構成員の数としてはあまりに少ない。これは、構成員全体の人数を示しているのではなく、当該郷の中で「請稲」の対象者が十六人である、という意味と考えるべきで、あとにみえる「保口」や「戸口」の場合も同様であろう。ちなみに、ここでは「郷口」と「保口」の人数が十六人で一致しているが、これはあるいは、郷内で、「請稲」の対象者が一つの保の中で完結していることを意味しているのかもしれない。

逆に言えば、本文書は郷、保、戸の記載順の原則を厳密に守りながら書かれた帳簿であると考えられ、この雛形にもとづいて、各郷についても同様の書式の帳簿が作られていたことを示すものと考え

弘田柵跡第一二二次調査出土の第六号漆紙文書

山形大学人文学部 三上 喜孝

一．形状

漆紙（RW七九四）は、SKI一五五六C堅穴状遺構（鍛冶工房跡）の床面直上から出土した。その大きさは、長さ八・五センチメートル、幅七センチメートルほどであった。まず展開図（第56図）の③のラインにそって展開し、内面を赤外線ビデオカメラで観察したところ、鮮やかな楷書体の文字が浮かび上がった。①のラインについては、現状では展開は難しいと考え、展開作業は行わなかった。展開作業により、漆紙文書は径一三・八センチメートルの円形に復元された。これは漆容器の内径を示すとみられる。一方、漆紙を遺棄する段階の工程は次のように推測される。

①のラインで山折りにする。次に直交する②のラインで山折りにする。最後に③のラインで谷折りにして遺棄するが、③の工程時にC・D片が脱落し、C片は折り畳まれたA片（ウラ）の上に、D片はB片の下に入り込む形で発見された。なお接合できなかったG・N片はA・B片の直下より出土したものである。I・J片には文字が見られ、I片はオモテ面、J片は漆付着面に対応する文書の一部と判断される。紙の表裏に文字が確認でき、漆付着面の文字は左文字としてオモテ面にみえている。

二．釈文

・A面（オモテ面）

宮城郷口壹拾陸人 請稻□□貳「」

〔丸カ〕

一保長□子部圓勝保口壹拾陸人 請稻□×

□戸主壬生部益成戸口貳人 請稻□×

□戸主□部子□×

・B面（漆付着面）

□□□□

〔下カ〕

□給陸拾伍斛

□斛

